

副

(施行規則第5条の4の2、第5条の9の2)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

東京都知事 殿



届出者 〒107-0052
郵便番号 東京都港区赤坂二丁目5番4号
住 所 赤坂室町ビル
氏 名 株式会社アルフォ
代表取締役 熊木 浩
(法人及び市町村にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-4232-5673

一般廃棄物処理施設を軽微変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称	城南島飼料化センター		
一般廃棄物処理施設の設置の場所	東京都大田区城南島3丁目3番2号		
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設(飼料化施設(油温減圧式乾燥処理))		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 平成17年 1月 17日 一施第 42号		
変更の内容 (軽微な変更等がある場合)	△軽微な変更	変更前	変更後
		別紙のとおり	別紙のとおり
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。</p> <p>株式会社アルフォ</p> </div>	
△規則第五条の四(第五条の九において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更			
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)	(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)			
※事務処理欄			
添付書類	1. 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書 2. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類		
備考	1. ※欄は記入しないこと。 2. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3. 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

(日本産業規格 A列4番)

副

(施行規則第5条の4の2、第5条の9の2)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

東京都知事 殿



届出者 〒107-0052
郵便番号 東京都港区赤坂二丁目5番4号
住所 赤坂室町ビル
氏名 株式会社アルフォ
代表取締役 熊木 浩
(法人及び市町村にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 03-4232-5673

一般廃棄物処理施設を軽微変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称		株式会社アルフォ城南島第2飼料化センター	
一般廃棄物処理施設の設置の場所		東京都大田区城南島三丁目2番10号	
一般廃棄物処理施設の種類		ごみ処理施設(飼料化施設及びメタン発酵施設)	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日		許可(届出) 平成28年 2月 19日 一施第 62号	
変更の内容 (軽微な変更等がある場合)	△軽微な変更	変更前	変更後
		別紙のとおり	別紙のとおり
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更 △規則第五条の四(第五条の九において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。 株式会社アルフォ</p> </div>	
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)	(廃止・休止・再開の別)		
廃止若しくは休止又は再開の年月日 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)			
※事務処理欄			
添付書類			
1. 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書			
2. 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類			
備考			
1. ※欄は記入しないこと。			
2. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
3. 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

(日本産業規格 A列4番)